

大津いじめ事案に係る滋賀県教育委員会の対応について

【平成23年】

- 10月11日 朝、中学2年生男子生徒が投身自殺
大津市教委にスクールカウンセラーの緊急派遣が可能なことを伝え、遺族への丁寧な対応と会見の了承を得ることを指導
背景調査を実施する際には、文科省からの指針、手引書に従うよう指導
- 10月12日 当該校にスクールカウンセラーの終日配置（10月28日まで）を開始し、不安定な生徒へのケアを実施
大津市教委に、学校から遺族へ働きかけて背景調査を実施し、要因等を把握するよう指導
- 10月13日 遺族が学校、大津市教委に対して調査を要請
大津市教委に、アンケート実施にあっては、学校だけの判断で行わず、市教委、スクールカウンセラー、弁護士等専門家の助言を得て作成するよう指導
- 10月17日 学校が全校生徒を対象としたアンケート調査を実施
- 10月18日 大津市教委に、アンケート調査結果を判断する際には、できる限り地域の方等の参画を得て、客観性を高めることを助言
- 10月26日 大津市教委に、加害とされる生徒へ、いじめはいじめとして内省を促すよう根気強く指導することを指示
- 10月27日 大津市教委へ県教育委員会指導主事が訪問し、被害生徒、加害とされる生徒、双方の保護者や生徒に対し丁寧に対応することを指導
- 10月28日 学校が遺族へ調査結果を報告
大津市教委に、お金の使途、恐喝の疑い等の追求については、警察に相談し、連携するように助言
- 11月2日 大津市教委がいじめ行為を認める発表
大津市教委に、加害とされる生徒に内省を促すこと、保護者への丁寧な説明、心身の不安定な生徒に対するケアの継続等いじめ行為への対応を指導
- 11月4日 各市町教委に対して「いじめ問題への点検について」を通知
- 11月7日 臨時市町教育委員会学校教育主管課長会議を開催し、3点（子どもの自殺予防について、いじめ問題への取組の徹底、いじめ問題への取組の点検）について指導
- 11月15日 欠席が継続している加害とされる生徒3名の学習保障のため、家庭訪問による補充学習等を実施するよう指導
- 11月16日 市町教育委員会教育指導担当者会で、いじめ再発防止の取組の再点検を指導
- 12月2日 大津市教委へ、加害とされる生徒の適切な学校生活について指導
- 12月13日 大津市教委を訪問し、小中学校管理職研修会でいじめ問題の対応について指導
加害とされる生徒に対し家庭訪問による学習保障をするよう指導
- 12月19日 県教育委員会指導主事が各市町教委を訪問し（大津市へは12月27日）、いじめへの対応と点検について聴取、指導
～27日

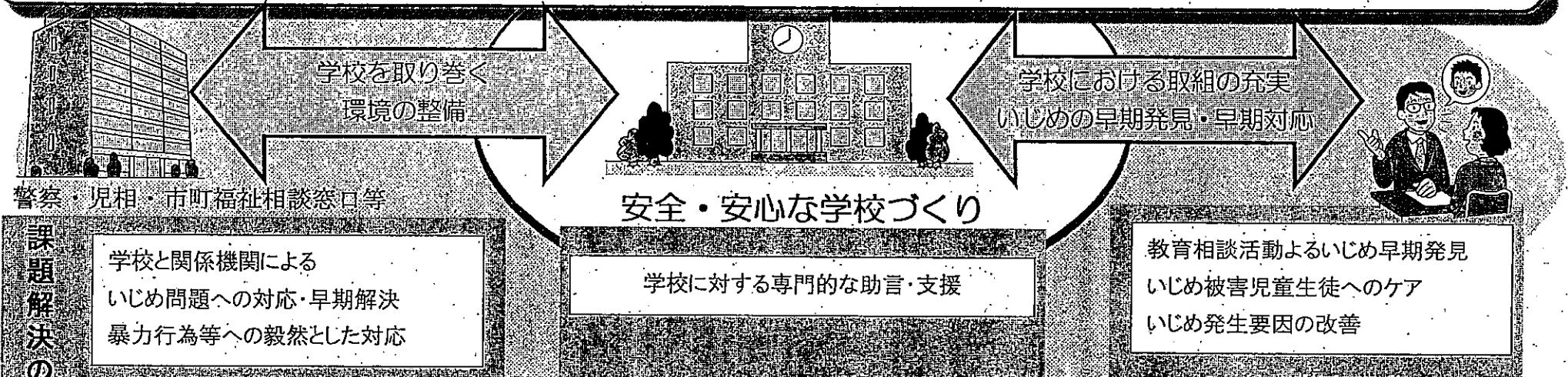
【平成24年】

- 1月16日 大津市教委に対し、加害とされる生徒の状況の把握について確認
- 2月24日 遺族が加害とされる生徒・保護者、大津市に対し損害賠償請求を地裁に提訴
加害とされる生徒・保護者へ粘り強く対応しながら関係性を強め、いじめについて内省を促すよう、大津市教委へ指導
- 3月14日 大津市教委に当該中学校の卒業式の様子を確認
- 5月22日 大津市いじめ事案第一回口頭弁論
- 7月4日 大津市いじめ事案アンケート内に「自殺の練習」等の記載があったことが報道
大津市教委へ事実の確認と説明責任を果たすことを指導し、報道にあった内容について事情聴取
- 7月11日 第1回いじめから子どもを守るために緊急対策チーム会議（県教育委員会関係課、知事部局関係課等）、いじめから子どもを守るために緊急対策会議（県教育

- 委員会関係課、市町教育委員会担当課長、小中高等学校の代表校長)を開催
当該校にスクールカウンセラーの配置を開始
- 7月12日 情報の収集と指導の徹底を図るため、大津市教委に県教育委員会指導主事1名の駐在を開始
- 7月17日 大津市いじめ事案第二回口頭弁論
文部科学省職員3名が大津市への常駐を開始
- 7月18日 県教育委員会学校教育課長が当該校を訪問し、保護者や報道関係者への丁寧な対応と職員の健康管理を行うこと、真摯な態度で生徒に対応することを指導
- 7月20日 いじめから子どもを守るために緊急対策会議・市町教育委員会教育長会議、いじめから子どもを守るために緊急対策会議・高等学校等校長会議を開催
- 7月23日 夏季休業中(8月31日まで)当該校へスクールカウンセラー2名の配置を開始
- 7月24日 県教育長が当該校を訪問し、組織対応をすること、生徒や保護者の信頼を取り戻すための取組を進めることを指導
県教育長が大津市教育長と当該校の信頼回復や今後の安定した学校生活について意見交換
- 7月30日 大津市教委に1名、当該校に2名の県教育委員会指導主事の駐在を開始
第2回いじめから子どもを守るために緊急対策チーム会議、いじめから子どもを守るために緊急対策会議を開催し、対策本部を立ち上げ恒久的な対策を検討すること、県と市町、学校の連携を強化、継続することを確認
- 8月10日 大津市教委に対し、当該校において5月に発生した対教師暴力事案について、当初より被害届を提出し、警察との連携による指導を進めるよう指導していたが、改めて事案発生の経緯や指導内容を聴取し、被害届を提出するよう指導(継続して指導している)
- 8月15日 大津市教育長が、19歳の少年に襲われ重傷を負う
- 8月16日 前日の大津市教育長襲撃事件を受けて、大津市教委に当該校の生徒の安全に万全を期すように指導。当該校に駐在する県教育委員会指導主事が、生徒に対する登校時間の指導を徹底することと、生徒の状態をしっかりと見守るよう校長に指導助言
- 8月17日 当該校に駐在する県教育委員会指導主事が、警備員と連携して校内や学校周辺の巡回を行い生徒の安全確保に努めた(この日から巡回を強化)
- 8月18日 大津市教委に対して、当該校が夏季休業中に実施している家庭訪問の状況から、気になる生徒について共通理解すること、再度の家庭訪問を行う場合はスクールカウンセラーと共に訪問することが望ましいことを指導
- 8月20日 当該校では、警察関係者による現場検証が学校内で始まった
県教育委員会が、滋賀県立大学において、市町立小・中学校および県立学校生徒指導主任・主事連絡協議会を開催し、子どもの自殺予防について、いじめ問題の対応について指導
- 8月21日 大津市教委が計画している「大津市いじめ対策検討委員会」の中で、当該の事案について、市教委、学校の取組として、どこができるかできていなかったかということを明らかにしたうえで、対策を検討するよう大津市教委に指導
- 8月24日 文部科学省職員の大津市への駐在を終了
- 8月25日 大津市が第三者調査委員会を開催
- 8月26日 大津市が第三者調査委員会を開催
- 8月27日 大津市教委に対して、当該校の2学期からの進路指導が適切に進められること、自主的な生徒会活動が運営されることについて指導
- 8月29日 大津市いじめ対策検討委員会が開催され、県教育委員会学校教育課主席参事が出席
- 8月30日 滋賀県いじめから子どもを守るために対策本部本部員会議・幹事会議合同会議を開催
- 8月31日 始業式を控え、県教委学校教育課主席参事が、大津市教委、当該校を訪問し、生徒の状況や2学期の指導計画等について確認するとともに、進路指導を適切に進めること、体育祭や文化祭への対応を市教委やPTAと連携して、安全を第一に計画準備を進めること等を指導
- 9月3日 7月に送付された爆破予告に關わり、警察、学校、市教委、県教委が早朝当該校の校舎内外を点検し、安全を確認
引き続き当該校へスクールカウンセラー2名の配置を行うとともに、大津市教委に1名、当該校に2名の県教育委員会指導主事の駐在を継続する

いじめから子どもを守るために早急に対応する事業（素案）

文教・警察常任委員会資料
平成24年(2012年)9月12日(水)
教育委員会事務局学校教育課



課題解決のため

検討会議

監視

注目

生徒指導緊急特別対応事業
(SST)

警察OB・教員OB

全校種

県内に2チーム(4名)を配置し、学校と関係機関との連携強化を推進する

生徒指導緊急サポート事業

弁護士・医師・臨床心理士等

全校種

定期的な相談
緊急対応時の支援
警察等関係機関との行動連携をコーディネート

いじめ対策調査研究事業

大学教授等
外部の専門家

全校種

いじめ問題の背景の理論的な整理、事例分析等、いじめ対応に関する調査研究を行い恒久的な対策確立の基礎を培う

スクールカウンセラーカーの活用事業

臨床心理士

中学校・高等学校

臨床心理士による教育相談活動の充実とともに、よりよい人間関係づくりの活動を支援する

スクールソーシャルワーカー活用事業

社会福祉士
精神保健福祉士

小学校

いじめの背景として考えられる課題解決のため学校の取組を支援し、児童の置かれている環境改善を図る

事例分析・基礎理論

滋賀県いじめから子どもを守るために対策本部

県関係機関職員による、いじめ問題に対する恒久的な対策の確立

専門部会

助言

専門家

いじめから子どもを守るために今後の対応

[イメージ図]

恒久的な対策策定

いじめ対策調査研究事業

【事務局：教育委員会】

いじめ対策調査研究センター

いじめ問題に特化した調査・研究
いじめ問題の背景・原因等の
客観的な分析・調査研究

中立的な立場での調査研究

外部委員10名程度

大学教授等有識者

内1名コーディネーター

いじめ問題の背景・原因を
さぐり、専門部会に助言・報告

H24中間報告

最終報告書

滋賀県いじめから子どもを守るために 対策本部

【事務局：教育委員会】

関係職員で構成

いじめから子どもを守るために対策検討

滋賀県として、いじめから子どもを守るために
「恒久的な対策」検討

審議決定

本部員会議 知事、副知事、教育長、総合政策部長、
総務部長、琵琶湖環境部長、健康福祉部長、
農政水産部長、警察本部生活安全部長

幹事会議

・知事部局

人権施策推進課長、総務課長、

森林政策課長、障害福祉課長、

子ども・青少年局副局長、

食のブランド推進課長、

教育委員会事務局

教育次長、教育総務課長、

教職員課長、学校教育課長、

学校教育課主席参事、

人権教育課長、生涯学習課長、

スポーツ健康課長

・警察本部

警務部警務課総合施策官、

生活安全部少年課長

協議

専門部会

助
言

人権施策推進課長、総務課長、
子ども・青少年局副局長

教育次長、学校教育課長、

学校教育課主席参事、

人権教育課長、生涯学習課長

警察本部生活安全部少年課長

専門家

対策案の策定

連絡員会議